

令和3年度

## 新発田市立住吉小学校 いじめ防止基本方針

### 1 はじめに

学校は、児童にとって安全・安心なところでなければならない。しかし、現実として、人間関係のトラブルは、どの学級でも起きる。そのトラブルがいじめに発展する危険性は、どの学級にもある。

全職員が、「いじめは、どの学級、学校でも起こり得る。」という認識をもち、「いじめは、人権を侵害する行為であり、生命を奪いかねない行為であり、許されない行為である。」ということを確認し、いじめ防止に全力で取り組んでいく。

### 2 いじめの定義と いじめ防止の基本方針

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・ 仲間はずし、集団による無視をされる
  - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ 金品をたかられる
  - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 等

## (2) いじめ防止のための取組の基本方針

- ① 児童の将来の自立に向け、生きる力を育むため、一人一人に寄り添った教育活動を推進する。
- ② 偏見や差別を見抜く感性を磨くとともに差別を許さない心情を育み、いじめを許さない、見過ごさない学級づくりに努める。
- ③ 教育活動全体を通して基本的人権を尊重し、自己有用感をもつ児童を育てる。
- ④ いじめの早期発見・即時対応・早期解決に向けた取組を教職員一同、全校体制で行う。
- ⑤ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、保護者・各種関係機関と協力して解決にあたる。

## 3 いじめ防止対策のための組織

### (1) 常設委員会…「いじめ不登校対策委員会」(適時適切に見直し実施)

- ・校長・教頭・教務主任・生活指導主任(いじめ不登校対策委員会主任)
- ・養護教諭・特別支援コーディネーター・関係学年主任・関係学級担任
- ・関係職員

- ① 学校基本方針の取組の実施、具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正。
- ② いじめの相談・通報の窓口(上記、職員がすべて窓口となる。)
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有(集約担当:いじめ不登校対策委員会主任)。
- ④ いじめの疑いに関する情報があった時の緊急会議の実施、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携した対応。
- ⑤ 校内研修会の計画と運営。

### (2) 生活指導部会… 日常的にいじめ問題等、生徒指導上の課題に関して対応する組織。

- ・生活指導主任 ・生活指導部員
- ・養護教諭 ・特別支援教育コーディネーター ・級外職員

### (3) 関係機関との連携… 必要に応じて「いじめ不登校対策委員会」に参加を要請し、指導・助言を得る。

- ・新発田市SSW(心理や福祉の専門家) ・主任児童委員 ・民生委員

## 4 いじめ防止に向けた取組

### (1) 課題

当校には、校区内に同和地区と人権啓発のための拠点施設である隣保館がある。教育の基盤を「人権教育、同和教育の充実」に置き、全校を挙げて人権教育、同和教育を進め、児童一人一人に人権感覚と実践的態度の育成を図る必要がある。そして、人権や差別の問題を自分の問題としてとらえられるような指導の充実をさらに図り、その中で個が認められ、生かされ、高め合えるような望ましい人間関係を育成していくことが課題となっている。

### (2) 未然防止に向けて

全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにすることが大切である。日々の学校生活の改善が、「いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり」となり、いじめの未然防止につながることを取組の基本とする。

#### ① 互いを認め合える人間関係づくり

全ての児童に集団の一員としての自覚や自信を育むことが大切である。その中で人とかかわることの喜びや大切さに気付かせ、周りの友だちから認められているといった自己有用感を獲得していけるよう、次の取組を進めていく。

ア 人権や差別の問題を自分の問題として  
とらえる指導の充実（校内研修）

イ 「じんけん」学習や道徳教育の充実

ウ 学級集団、異学年集団の人間関係づくり能力の育成

エ 「にこにこタイム」「スマイル班（縦割り班）活動」の意図的、計画的実施

オ 「チャットタイム」等による相談活動の実施

<p>「いじめを考える」…いじめは許されないこと、いじめにはどんな態様があるか、いじめを見たり聞いたりしたときにどのように対応したらよいか分かる子どもを育てる。</p>
--

#### ② 互いに認め、学び合う授業

学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、冷やかしやからかいなどが児童の学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらす。全ての児童が授業に参加し、授業場面で活躍できるように、授業改善を進めていく。

ア 住吉授業プランを基にした、主体的・対話的な学びによる、授業の実施

イ 個に応じた指導や少人数指導の実施

ウ 教師と児童のスタンダード7の実施（授業規律の共通化）

### (3) 早期発見のために

#### ① いじめを見逃さないための職員の資質向上

「いじめはどの学級にも起こりうる」ことを前提として、いじめを見逃さないための資質向上のための校内研修を行う。

ア いじめに関する研修

イ その他の生徒指導研修

ウ 「いじめ防止基本方針」確認会（見直し、修正を図る。）※年度当初の会議で実施

## ② 児童のささいな変化に気付く（見えにくいタイプのいじめ、暴力を伴わないいじめ）

ア 日常生活で次のような場面で児童の様子の変化をチェックする。

- ・ 普段の児童の態度や教師に対するかかわり方
- ・ 出席をとったときの児童の態度（一人一人の顔を見て声を聞く）
- ・ 日記や生活ノート
- ・ 保健室での様子（養護教諭との連携）
- ・ 家庭との連絡
- ・ 地域の方からの通学時の情報提供

イ 普段から児童の生活を把握するためのアンケートや個人面談を実施する。

- ・ 学期1回の「学校生活アンケート」の実施 ※生活指導主任に提出、最低5年間保管。  
※ 学校生活アンケートにおいては、担任（実施者）は秘匿性に十分配慮すること。
- ・ 学校生活アンケート（記名式）をもとにした「チャットタイム」（児童と教師の個人面談）の実施

## ③ 情報を確実に共有する

ア 気になる変化について（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を付箋紙などに簡単にメモし、職員がいつでも共有できるようにする。

イ 特定の教職員で抱え込まず、気になる変化について、いじめ不登校対策委員会主任（集約担当）及び、管理職に速やかに情報提供すると共に、職員終会において全職員で情報を共有する。※教頭がケース会議等の文書を管理・保管する。（校長室書庫）

## （４）速やかに対応するために

ア ささいな兆候や懸念、児童からの訴え等、いじめの疑いに係る情報があった際には、直ちに管理職に報告する。また、「いじめ不登校対策委員会」を開催し、速やかに組織的に対応する。

イ 「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は速やかに止めることを最優先とし、何が起きていたか、どのような対応をとったかを「いじめ不登校対策委員会」担当者に速やかに報告し、指示を仰ぐ。

ウ いじめに当たるかどうかの判断は、当該行為を受けた児童に寄り添った視点に立って、「心身の苦痛を感じているかどうか」をいじめられた児童本人や周辺の状況などを客観的に把握して、総合的に判断する。

## （５）取組内容及び年間計画・・・【別紙１】

## 5 いじめへの対応・・・【別紙2】

### (1) 重大事態への対処

#### ① 重大事態の意味

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

○児童生徒が自殺及び企図した場合	○身体に重大な傷害を負った場合
○金品等に重大な被害を被った場合	○精神性の疾患を発症した場合 など

イ いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（「相当の期間」：年間30日を目安）

ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に着手する。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たる。

#### ② 重大事態の報告

**重大事態発生 学校→市教育委員会学校教育課→新発田市長**  
**\* 学校を設置する地方公共団体の長への報告義務あり**

#### ③ 調査の主体について

ア 学校が主体となって行う場合（これを基本とする）

イ 市教育委員会が主体となって行う場合

* 学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
* 学校の教育活動に支障をきたす場合

#### ④ 調査を行う組織

ア 市教委の指導・助言を受け、学校における「いじめ不登校対策委員会」を母体として、適切な専門家を加える。

イ 公平性・中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない者（第三者）を含めて構成する。

\* 第三者：市教育委員会 S S W 市担当弁護士 学識経験者 精神科医等

#### ⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

\* 客観的な事実関係を速やかに調査する。

\* 不都合なことがあっても事実にしかりと向き合う。

ア 事実関係を明確にするために、以下のことを網羅的に明らかにする

- いじめ行為が、「いつ」「誰から」「どのような態様であったか」
- いじめの背景
- 児童の人間関係にどのような問題があるか
- 学校・教職員がどのように対応したか（時系列での記録）

\* いじめられた児童、在籍児童、教職員から質問紙調査、聴き取り調査を十分に行う。

\* いじめられた児童、情報提供をしてくれた児童を守ることを最優先する。

\* いじめられた児童には継続的な心のケアを行い、落ち着いた生活復帰の支援や学習支援等をする。

イ いじめられた児童から聴き取りが可能な場合

- 児童が信頼する教師と教育相談担当が複数で聴取にあたる。
- いじめられた児童、情報提供してくれた児童を守ることを最優先することを伝える。
- 以下の点について答えられる範囲で聴取する。無理強いはしない。
  - ・誰から 1対1 複数 グループ
  - ・いつ頃から どんな時に
  - ・どんなことから 何のきっかけで
  - ・どこで（教室 トイレ 廊下 体育館 踊り場 帰り道）
  - ・どんな方法で（暴力 無視 悪口 暴言…など）

ウ いじめられた児童から聴き取りが不可能な場合

- 保護者が信頼する職員と教育相談担当があたる。
- 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

エ いじめた児童及び、周囲の関係児童への聞き取り

- できるだけ複数の職員で行う。
- 加害児童、周囲の関係児童についても、複数児童から聞き取るのではなく、児童1人ずつから聴取する。
  - \* 状況に応じ、加害児童については、個別の部屋で待機させる。
- 以下の点について答えられる範囲で聴取する。無理強いはしない。
  - ・誰が 1対1 複数 グループ

- ・ いつ頃から どんな時に
- ・ どんなことから きっかけ 動機
- ・ どこで (教室 トイレ 廊下 体育館 等)
- ・ どんな方法で (暴力 無視 悪口 暴言 …など)
- ・ どういう気持ちで
- ・ 今の気持ち など
- \* 下線は周囲の児童への聴取内容

オ その他

- いじめられた児童、いじめた児童、周囲の関係児童以外の在籍児童、教職員からも質問紙調査、聴き取り調査を十分に行う。

## ⑥ 調査結果の提供及び報告

\*いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任がある。

- ア いじめを受けた児童やその保護者に対して事実関係について説明する。適時・適切な方法で経過報告をする。

- ・ いじめ行為が 「いつ 誰から どのような態様で」 起こった (ている) か
- ・ 学校がどのように対応したか

- イ 他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。

- ウ 質問紙調査の実施によって得られたアンケートは、いじめられた児童、その保護者に提供する場合があることを念頭におく。調査を行う際には、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。

- エ 調査を行う際には、調査方法と内容項目及び情報提供の内容・方法・時期等について市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。

## ⑦ 調査結果の報告

- ア 調査結果については、市教育委員会を通して、新発田市長に文書で報告する。

- イ いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童または、その保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市教育委員会を通して、新発田市長に報告する。

## (2) いじめ事案への対処

基本的に、5－(1)に準じて対応を行う。ただし、5－(1)－①の要件を満たさずとも、いじめの兆候が見られた場合、直ちに5－(1)－⑤の調査を開始する。

## 6 いじめ防止に向けた取組の情報発信

いじめ防止の取組や啓発活動を、広く保護者や地域に推進していく。そのため、学習参観日での懇談会や新1年生保護者会、町内会長・民生児童委員等懇談会などで保護者や地域住民に取組を説明したり、学校だよりや学校ホームページ等で取組を紹介したりしていく。

※「学校だより」については、年間計画に最低1回は位置付けることとする。また、「校長だより」等は、適宜情報提供を行うこととする。

## 7 見直しに向けて

この「学校いじめ防止基本方針」は、職員全体で取り組めるようにするため、年度当初に取組内容、組織が実効あるものとなるよう、職員の共通理解の場を設ける。また、児童や保護者、地域の方々には、その内容を知らせていく。そして、PDCAサイクルにより学校評価とともに取組評価アンケートを実施し、結果を検証し取組についての改善策を見出していく。